**入札公告**

　次のとおり一般競争入札(以下「入札」という)を実施する。

　入札等については、半田市入札実施要綱を準用し関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

　　　令和 5 年 12 月 1 日

半田和牛クラスター協議会

　　会　長 　 小栗　道政

1　入札に付する事項

(1)　実施主体　半田和牛クラスター協議会

(2)　発注者　株式会社　オグリ牧場

(3)　工事名　株式会社　オグリ牧場　肉牛舎・発酵舎　新築工事

（令和5年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事　業））

　(4)　工事場所　半田市北滑草町166、半田市土井山町二丁目57他5筆

　(5)　工期　本契約以降の日から令和6年3月25日まで

　(6)　工事の概要　設計図書のとおり

　(7) 予定　価格　　　222,969,199円（消費税及び地方交付税を除く）

　(8)　最低制限価格　有

2　入札に関する資料等の配布

(1)本件工事の設計図書は下記の場所で配布する。

半田和牛クラスター協議会事務局

〒475-8666　半田市東洋町2丁目1番地　半田市役所3階　産業課

(2)配布期間

令和5年12月1日(金)午前9時から令和5令和5年12月14日(木)午後5時まで

(日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する

休日(以下「休日」という)及び平日正午から午後1時までを除く)

3　入札参加資格

　(1)　本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

　　 ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

　　 イ　会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

　　 ウ　入札参加資格審査申請書(様式第2号)(以下「参加申請書」という。)の提出日から、本件工事の落札決定までの間、農林水産省の機関、愛知県及び半田市から指名停止の措置を受けていないこと。

　　 エ　参加申請書の提出日から本件工事の落札決定までの間、「半田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(半田市長と愛知県警半田警察署長が締結した合意書)(以下「合意書」という。)に基づく、除措置を受けていないこと。

　　 オ　国税、県税及び市税の滞納がないこと。

　　 カ　建設業法第3条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。

　　 キ　過去3年間において、愛知県内で元請として完了した畜舎の施工実績があること。

　　 ク　次に掲げるいずれにも該当する建設業法第26条に定める監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

　　　(ア)　一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ建築工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

　　　(イ)　参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属会社の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にある者とみなす。

4　入札参加の申し込み

　(1)　本件入札に参加しようとする者は、以下の入札参加資格審査申請書(様式第１号)及びその他必要な書類を1部、半田和牛クラスター協議会事務局(半田市市民経済部産業課)まで提出すること。

　　 参加申請書の提出期間

　　　　令和5年12月1日(金)午前9時から令和5年12月14日(木)午後5時まで

※持参する場合は、上記期間中の午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という)及び平日正午から午後1時までを除く)とし、郵送の場合は必着とする。

　　　提出書類

　　　(ア)　入札参加資格審査申請書(様式第1号)

　　　(イ)　履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

　　　(ウ)　特定建設業許可通知書の写し

　　　(エ)　3(1)キに示した施工実績を証明する書類

　　　(オ)　本工事に選任で配置する予定の技術者について、監理技術資格者証及び監理技術

者講習修了証の写し

　　　(カ)　配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し

　　　(キ)　国税、県税及び市税の滞納がないことを証明する書類

　　　(ク)　畜産振興対策事業補助金交付要綱(愛知県畜産課 昭和58年4月1日制定)の「(様式第17号)契約に係る指名停止に関する申立書」

　　 その他

(ア)　(1) (イ)の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」は、発効日が令和5年4月1日以降のものに限る。

(イ)　(1) (エ)に係る書類とは当該工事に係る契約書又は協定書のことをいう。

(ウ)　提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(エ)　提出された書類は申請者に返還しない。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとする。

(2)　期限までに(1)に規定する参加申請書を提出していない者は入札に参加することはできない。

(3)　非資格者と決定された方だけに対して、６（１）の改札予定日までに電話で連絡する。電話連絡後、後日文書により通知する。

(4)　非資格者と決定された方は、このことを知った日から2日以内に文書により半田和牛クラスター協議会事務局(半田市市民経済部産業課)に対して説明を求めることができる。

(5)　(3)の日までに、非資格者となった旨の連絡がなかった場合、入札参加者として決定されたこととする。

5　本公告及び設計図書に対する質問および回答

　(1)　本公告及び設計図書に対する質問があるときは、次に定めるところにより書面(任意様式。ただし半田和牛クラスター協議会宛とし、代表名によるもの。)を電子メール、郵送(書留郵便に限る。)又はFAXにより提出すること。

　　 ア　受付場所

　　　 　半田和牛クラスター協議会　事務局(半田市市民経済部産業課農務担当　榊原、足立)

　　　　 半田市東洋町2丁目1番地(〒475-8666)

　　　　 電話　0569-84-0636

　　　　 FAX　0569-25-3255

　　　　 電子メール　noumu@city.handa.lg.jp

　　 イ　受付期間

　令和5年12月1日(金)午前9時から令和5年12月13日(水)午後5時まで

(日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する

休日(以下「休日」という)及び平日正午から午後1時までを除く)

　(2)　上記の質問に関する回答は、質問受領後すみやかに行うものとする。なお、その回答書は、入札参加者全員に対して、令和5年12月14日(木)までに電子メールにより行います。

6　入札方法等

(1)　入札予定日時

　　　令和5年12月15日(金)午前10時その後開札

(2)　入札及び開札執行場所

　　　半田市東洋町2丁目1番地　半田市役所403会議室(4階)

(3)　入札書等

ア　入札書（任意様式）及び工事費内訳書（任意様式）に記載する金額は消費税課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100の金額を記載すること。

　　イ　入札書には、「入札日」、「宛名」、「住所または所在地」、「商号または名称」、「代表者」、「代表者の職氏名」、「工事名称」、「工事場所」及び「入札額」を記載し、押印すること。

　　ウ　代理人による入札を行う者は、入札前に委任状を提出しなければならない。

　　エ　代理人を届け出ている場合は、上記のイにおいて「住所または所在地」、「代表者」、「代表者の職氏名」及び「押印」は、代理人のものとする。

　　オ　封筒表面には「工事名称」、「工事場所」、「開札日時」を記入し、封筒裏面には入札者の「所在地又は住所」、「商号又は名称」を記入すること。

　　カ　封筒はフラップ部分(のり付けする部分)の中央1箇所に使用印により封印すること。

(4)　その他

ア　予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

　　イ　入札回数は1回とする。

　　ウ　落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

7　入札保証金

　　入札保証金は免除する。

8　入札の無効

　(1)　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

　　 ア　入札参加者の資格を有しない者のした入札

　　 イ　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

　　 ウ　入札に際して談合等による不正行為があった入札

　　 エ　同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

　　 オ　記名及び押印のない入札

　　 カ　入札書の記載事項が確認できない入札

　　 キ　予定価格の制限の範囲を超えた価格の入札、工事費内訳書の提出のない入札及び工事費内訳書により算定した金額と異なる金額の入札

　　 ク　最低制限価格未満の価格の入札

　(2)　無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

9　契約締結までの取り扱い

　　　　 契約を締結するまでの間に、落札者が農林水産省の機関、愛知県及び半田市から指名停止措置の要件に該当することが明らかとなった場合、又は合意書に基づく排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、本協議会は一切の損害賠償の責を負わない。

10　契約書作成の要否

　　要(発注者との契約)

11　支払い条件

　　契約締結時に双方協議の上決定するものとする。

12　不正行為に関する措置

本件入札に関し、談合、贈賄等の不正な事実が明らかとなったときには、損害賠償を請求する。また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがある。

13　その他

　(1)　入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適切に入札すること。

　(2)　資料等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

　(3)　現場説明会は実施しない。

　(4)　配置予定の監理技術者について

　　ア　配置予定技術者は2名まで記載可とする。

　　イ　落札者は、事後資料に記載した配置予定の技術者のうち1名を当該工事の現場に配置すること。

　　ウ　当案件の参加申込書に記載する配置予定技術者が、工期が重複する複数の工事(他の機関の発注も含む。)に配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札の落札者又は落札候補者と決定され、すべての配置予定技術者が不在となった時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない(専任性が求められない場合を除く。)。この場合は入札日までに、入札辞退届を提出すること。

　　 エ　実際の工事にあたって、資料に記載した配置予定の監理技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合に限る。これ以外の理由により、事後資料に記載した配置予定の監理技術者が本件工事に配置できないこととなった場合には、契約を締結しないこと及び契約を解除することがある。この場合、当協議会は一切の損害賠償の責を負わない。

(5)　問い合わせ先

半田和牛クラスター協議会　事務局

(半田市市民経済部産業課農務担当)榊原、足立

　　　電話　0569‐84－0636